総務常任委員会 記録

- 1 開会日時 令和5年3月7日(火)午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館 6 階604会議室
- 3 事 件

議案第17号 三次市企業版ふるさと納税基金条例(案)

議案第19号 三次市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)

議案第30号 三次市過疎地域持続的発展計画の変更について

議案第31号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第34号 三次市職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例(案)

- 4 出席委員 横光春市、中原秀樹、竹原孝剛、小田伸次、宍戸 稔、齊木 亨、藤井憲一郎、 徳岡真紀
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のため出席した職員

【経営企画部】宮脇経営企画部長、渡部企画調整課長、加藤企画調整係長

【総務部】 細美総務部長、貞宗財産管理課長、高野住宅・財産活用係長 桑田総務課長、中村職員係長

7 議 事

午前10時00分 開会

○横光委員長 皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、これより総務常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名です。全員出席でありますので、本委員会は成立しております。

本日の委員会審査日程について申し上げます。審査日程は、すでにお示ししています委員会審査 次第のとおりであります。本委員会に付託されました5議案について、それぞれ説明を受けた後、 質疑を行い、直ちに議案ごとに採決を行います。

質疑に関しては、明瞭かつ簡潔にお願いいたします。

それでは、議案第17号「三次市企業版ふるさと納税基金条例(案)」の審査を行います。 経営企画部の説明を求めます。

- ○宮脇経営企画部長 委員長。
- ○横光委員長 はい。宮脇経営企画部長。
- ○宮脇経営企画部長 はい。それでは、議案第17号「三次市企業版ふるさと納税基金条例(案)」 についてご説明いたします。

本案は、地域再生法第5条第4項第2号に規定する、まち・ひと・しごと創生寄付活用事業に要する経費の財源として、企業版ふるさと納税の活用を推進するため、新たに三次市企業版ふるさと納税基金条例を設置しようとするものでございます。

企業版ふるさと納税は原則として、受領した年度での事業に充てるものでございますが、この条例を制定することで、寄付金を基金に積み立て、翌年度以降の事業費に充てることが可能となりま

す。説明は以上でございます。よろしく、ご審査の上、ご可決いただきますようお願いいたしま す。

- ○横光委員長 ただいま議案に係る説明が終了いたしました。
 これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方、挙手をお願いいたします。
- ○徳岡委員 はい。委員長。
- ○横光委員長 徳岡委員。
- ○徳岡委員 はい。説明ありがとうございます。

企業版ふるさと納税に関しましては、行政にとっても本市にとっても、企業にとっても非常にメリットが大きい納税だと思うんですけれども、今回の基金の条例を作られた中で、基金を積み立てて、これ運用されるのに、年度を越えてすぐにもらったものをすぐそこで使うのではなくて、運用されるということなんですけども、次年度に向けてということなんですが、その中で基金を計画的に活用するという意味で、現在のこの基金を積み立てるにあたってこの計画、この基金の活用の計画っていう部分に関しては、どのようにされているのか、お伺いします。

- ○渡部企画調整課長 委員長。
- ○横光委員長 はい。渡部企画調整課長。
- ○渡部企画調整課長 はい。先ほど部長も説明しましたように、企業版ふるさと納税につきまして は原則として、寄付を受けた当該年度の事業に寄付を充てるということが、原則となっておりま す。

今回、基金条例を設けることによりまして、今年度の事業にも充てることができるようになることで、有効に企業様よりいただいたご寄付を活用できるようになります。

例えば、現在、行っている事業では、子育て支援で行っております東光保育所とか、三次小学校の建替えなどこういった大きな事業につきましても、後年度の事業費に充てる、寄付をあらかじめ 受領することができるようになるものでございます。以上です。

- ○徳岡委員 委員長。
- ○横光委員長 はい。徳岡委員。
- ○徳岡委員 はい。計画を持ってというよりかは、今年度末、次年度もやっているような事業に対して、企業と協議をしながらどういった活用がいいかというところをアから工まで選択肢があったかと思うんですけれども、その中で協議しながら決めていくっていう認識でよろしいんでしょうか。
- ○渡部企画調整課長 委員長。
- ○横光委員長 はい。渡辺企画調整課長。
- ○渡部企画調整課長 はい。本市の地域再生計画につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進のために、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる事業を掲載しておりますので、総合的に事業を進めていこうとするものでございまして、特別な事業プロジェクト事業を起こしたりということはしておりません。

徳岡委員が言われますように、現在のところ、特定の事業とか特定の目標額等を定めているもの

はございません。

- ○徳岡委員 はい。委員長。
- ○横光委員長 徳岡委員。
- ○徳岡委員 他市の事例を見ますと、いろいろなプロジェクトですごく分かりやすい、もう、ほんとピンポイントにこの事業にっていうようなやり方もあると思いますので、そういったやり方がどうなのか分析をしながら、計画を立てていただけたらと思うんですけども。もう1点、ちょっと条例の議論とはまた別になるかもしれないんですけども、この企業のふるさと納税っていうのは、企業版っていうのは、特徴的なところとして人材派遣っていう部分があるかと思うんですけども、その人材派遣に関しては、何か、特段、三次市として取り行われる計画はあるのかお伺いします。募集される経過があるのか。
- ○渡部企画調整課長 はい。
- ○横光委員長 渡辺企画調整課長。
- ○渡部企画調整課長 はい。委員、おっしゃいますように企業版ふるさと納税には、寄付のみならず人材を派遣していただくという事業もございますけれども、これにつきましては企業側にとりましては、金銭的な寄付プラス、人材の派遣というとこも伴いますので、その辺りのマッチングができませんと叶いませんので、委員がおっしゃいますようにこの事業の専門人材の活用という意味では、有益な制度であるかなと思いますので、そういった可能性のある分野が、あるようでありましたら検討して参りたいと思っております。
- ○横光委員長 他に質疑ありませんか。はい。藤井委員。
- ○藤井委員 はい。2点ほどお伺いいたします。

販促と言ってはあれなんですが、企業さんに対してのこの企業版ふるさと納税を三次市へお願いできませんかというふうなアクションというのはどのように行われているのかということと、あと、もう1点が、企業にとってのメリットという部分で、社会貢献に取り組む企業としてのPR効果という部分があるんですけど、この三次市へふるさと納税したということをですね。三次市の市民の皆さんに、この企業は寄付をしてくれたんですよっていうのを、何らかの形でPRしてあげる必要があると思うんですけど、それはどのように、どのような形でPRしていこうとされているか教えてください。

- ○横光委員長 はい。渡部企画調整課長。
- ○渡部企画調整課長 はい。企業版ふるさと納税につきましては、企業様よりご寄付をいただくということでございますので、企業側のトップの皆様のご理解がなければ、なかなか難しいというところがございますので、市長が機会をとらえまして企業訪問などをさせていただいているところでございます。

それから、寄付をいただきました企業様のPRにつきましては、原則、寄付をいただいた企業様、また、寄付額につきましてはホームページの方へ掲載を、公表するということになっておりますので、ホームページの方に順次掲載をさせていただいております。

○藤井委員 はい。委員長。

- ○横光委員長 藤井委員。
- ○藤井委員 はい。確かにホームページには載っておりますけど、例えばトップページにですね、 その企業の宣伝を載せるとかそういうのを検討していただければなというふうに思うんですが、そ ういったお考えはないですか。
- ○渡部企画調整課長 はい。委員長。
- ○横光委員長 渡部企画調整課長。
- ○渡部企画調整課長 はい。そういったことも検討して参りたいと思いますが、寄付をいただきました企業様に特別な配慮はしてはならないということにもなっておりますので、その辺りは考慮して参りたいと思います。
- ○横光委員長 はい。他にございませんか。小田委員。
- ○小田委員 先ほど質問あったように、今回のこの人材派遣というのがちょっと、寄付の中でかわっているというところがあろうかと思います。

企業の人材派遣というのは、金額じゃありませんから寄付としてどういうふうな、金額の評価が、自治体としてあるのか。今度、反対に企業の方としたら、当然、これ税額控除とかいうふうな形のものがあるんでしょうから、どういうふうに算出するのかな、その人の月給が幾らだからっていうふうな、とこで計算するのかと思いますけども。それともう一つ気になったのが、寄付を行うことの対象として、先ほどもちょっとありましたけど、経済的な利益を受けることは禁止されておるというふうなことがあります。金額ならある程度から人材派遣をする、専門的な人材派遣をするという、三次市にあるかどうかわかりませんけども、そういった事業に対して、人材派遣をしてくれるということになった時に、例えば、そことコンサル契約を結ぶとかいうことはしたらいけないっていうことになるんですよね。そういうところを禁止されてしまうと、何かを三次がやろうという事業に対して、専門的な人が来て、それをまたサポートしてくれるというところを、これは経済的な利益っていえるんだろうと思うんですが、これは説明として、補助金を受け取るんじゃなくして、新規的な契約をするっていうようなことはしたらいけないっていうふうに、捉えていいんですかね、これは。

- ○宮脇経営企画部長 はい。委員長。
- ○横光委員長 宮脇経営企画部長。
- ○宮脇経営企画部長 人材派遣型といいますのが、人が来ていただく、その人件費相当を寄付していただくということになっておりまして、金額的にはその人件費相当寄付していただくという方で、控除が生じるということになろうかというふうに思います。

先ほど、ちょっと説明が足りなかった部分もございますけれども、寄付を行うことの代償として、供与されたものであるということが認められなければ、大丈夫だという、寄付をするから、その見返りとして、こういうことをしますよというのでなければ、人材派遣をしていただいたところと契約するということは可能というふうに考えます。見返りではない。内閣府が禁止しておりますのが寄付を行うことの代償として、経済的な利益を供与することっていうことになっておりますので、そこらあたりは一定の線引きがあろうかというふうに思います。

入札をするということです。すいません、言い方が悪いんですけど、無条件でそちらの企業と契約するのではなくて、例えば入札なり、プロポーザルなり、何らかの契約行為をする前に選考する 過程を、はせ込むということです。

- ○横光委員長 はい。小田委員。
- ○小田委員 要は随意契約のように、ポンと渡すということはしませんよ、中で、要するにワンクッション、入札であるとかプロポーザルであるとかというシステムを入れれば、OKですよというのがこの国の通達なんですね。

いや、そこを聞いとかんと。企業っていうのはやっぱり企業ですから。はい。人材派遣をして、自分ところ持っているいろんなノウハウを持って、三次市と今後タッグ組んでやっていこうといった時にそういった契約せにやいかんと思いますんで、と思ったんですよ。それが禁止されてるんなら、これ難しいあれかなと思ったんで、そういうワンクッション挟んでくださいよ、それならいいですよっていうことですね。ということんなると、なおさらですね、先ほど委員から質問がありましたけども、どのようにして、これを企業に伝えていくのかと。三次市はこういうことしたいんですけど、こういうのがあるんで募集していきたいんですっていうのが、積極的に、さっき市長が企業訪問したりっていうふうに言われてましたけども、どういうふうな感じで動かれるのかなと。もう、本当に待ちの状態だけなのかなと、あとは市長の営業努力だけなのかなと。

多分、ホームページの開設でいろいろ上げるというのはあると思うんですけども、各自治体が全部これ載ってくるわけですから、その中で、三次じゃあ、これ、ふるさと納税を企業としてやっていこうというふうにするための仕掛けっていうのは、もうちょっと深く考えたほうがいいように思うんですが、その辺の作戦、戦略はありますか。

- ○宮脇経営企画部長 はい。委員長。
- ○横光委員長 宮脇経営企画部長。
- ○宮脇経営企画部長 先ほど、課長も申しましたが、現在の三次市の企業版ふるさと納税の方は、 まち・ひと・しごと創生戦略に掲げる事業を掲載しております。三次のまちづくりを総合的に進め ていくようにしているものでございます。

しかしながら、委員がおっしゃいますように、なかなかそれだけでは働きかけは実際には難しい ということで、例えば、本市の重点的な取組である、子育て支援の大規模事業といたしまして、東 光保育所とか、三次保育所の建替えに係るパンフレットなどを別に作っておりまして、こちらの方 へ寄付をいただきたいというような活動目的を明示した取組も行っているところでございます。

また、予算決算常任委員会の方で、来年度の当初予算の方に上げさせていただいとることもございますけれども、やはり、企業版ふるさと納税をいただくためには、企業の業績の把握が最も重要なこととなって参りますので、そちらの方が最も情報を持っておるであろう金融機関等とも連携して、寄付先を探していくというなことも考えております。

- ○小田委員 はい。委員長。
- ○横光委員長 小田議員。
- ○小田委員 ぜひともですね、こういうのはうまく利用して、財源を広く持っていない三次市です

から、できればやっぱりね、この三次市の経済活動が発展していく方の施策というものに関しての 戦略を練っていただきたい。先ほどの建替えとか、どうのこうのでもいいんですけども、やはり将 来的に三次市の経済活性化に向かっていく戦略でぜひ臨んで欲しいと思います。

- ○横光委員長 他に質疑ありませんか。はい。齊木委員。
- ○齊木委員 私もね、寄付の部分については、さほど気にしとらんかったんですが、人材派遣の方、すごく興味を持っておりますけども、この場合ですね、三次市がどういう人材の応援をいただけるか、そういうところのどうですか、この企業版ふるさと納税の中へ、表に出していける、それはあくまでもホームページ上であると思いますけども、三次市が必要になる人材をね、採ることはできないと思いますけども、三次市として、そういう思いが、表に出す、出される思いがあるかどうか。ちょっとお伺いしたいと思います。
- ○渡部企画調整課長 はい。委員長。
- ○横光委員長 渡辺企画調整課長。
- ○渡部企画調整課長 はい。現状におきましては、企業版ふるさと納税の人材派遣型の方につきましては、具体的に検討している状況にはありませんけれども、まず、民間の専門的な知識を持たれた方を派遣いただくということになりますと、三次市としてどういった分野、どういった課題について、どんな方を派遣していただきたいかという、課題を明らかにするところが必要かと思いますので、そういった案件がありましたら、こうした制度は有益でございますので、検討して参りたいと考えております。
- ○横光委員長 はい。齊木委員。
- ○齊木委員 ぜひね、やっぱり人材派遣いう形というのもなかなか、私はこの三次にとって興味あることではないかと思うんですよ。やっぱり、民間の考え方とかいうのもしっかり入れられる、そこでの企業のメリットも、企業さんがメリットを出すわけではないですけど、企業のノウハウを三次市が取り入れる良いチャンスだと思いますので、ぜひそういう形の知恵がもらえる案件を考えていっていただきたいような気がします。
- ○渡部企画調整課長 はい。委員長。
- ○横光委員長 渡辺企画調整課長。
- ○渡部企画調整課長 はい。おっしゃいますように、昨今の地域課題も多様化しておりまして、行 政職員だけでは対応できない部分もあるかと思いますので、そういったところにつきましてはこう いった制度も十分活用視野に入れて参りたいと思います。
- ○横光委員長 他に質疑ございませんか。はい。宍戸委員。
- ○宍戸委員 はい。これは地域再生計画に基づいてということが基本ですよね。で、その三次市の場合は、まち・ひと・しごと創生推進計画というものに基づいておるということなんですけども、この中に寄付の目標額5000万円というのがありますけども、この5000万円の根拠というのは何をもって出された数字なのか。その1点だけ聞かしてください。
- ○渡部企画調整課長 はい。委員長。
- ○横光委員長 渡辺企画調整課長。

- ○渡部企画調整課長 はい。委員、おっしゃいますように、この計画を立てる際に、寄付の目安、 4年間の目安額を定める必要がございますが、当初、どの程度寄付をいただけるのかわからなかっ たところもございまして、また、市の計画なども参考にさせていただきまして、当面、5000万とい う数字にさせていただいておるところでございまいます。
- 宍戸委員 委員長。
- ○宍戸委員 他市も5000万だから、三次も5000万というように、今の説明ではあるんですけども。 やはり、ちゃんとした根拠に基づいてこの寄付額、目標額というのも設定せなくちゃいけないんじゃないかなというふうに思うんですけども。そういう安易な目標でいいんですか。
- ○横光委員長 渡部企画調整課長。
- ○渡部企画調整課長 はい。基準としましては、基準財政需要額の10%などという線引きも出ておりますが、三次市の場合で言いますと、基準財政需要額約200億円、10%で20億円という大きな金額になりますので、その数字では大きすぎるだろうというところがございまして、他市事例なども参考にさせていただいているとこでございます。
- ○横光委員長 はい。他に質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横光委員長 無いようでしたら、私の方から一つ。ふるさと納税全般的にいえると思うんですが、特にこの企業版でしたら、やはり市としてこのようなことをするから寄付をくださいという、 やっぱりアピールというの仕方というのがあろうと思うんです。

何でもかんでもこうやるとか、或いは、先ほどのような建物に持っていく、改修へ持っていくとかいうんでなくして、新たにこういうことをするんですよと。そういうものがあって初めて、企業も心を動かされるんじゃないかというふうな思いがあるんですが。それともう一つは、寄付をいただいた時に、どれだけ本市に寄付いただきましたということをやっぱり表出すということ。そのことによって、寄付された方の達成感ということもあろうと思うんですが、そのへんは、どのようにお考えなのかっていうこと1点お伺いしたいというふうに思います。

- ○渡部企画調整課長 はい。委員長。
- ○横光委員長 渡辺企画調整課長。
- ○渡部企画調整課長 はい。最初の方にも、お話しましたように、例えば福山市の築城400年事業のようなシンボリックな事業、現在、三次市では行っていないところでございまして、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる全般的な事業で寄付をお願いしているところでありますが、委員長おっしゃいますように、とにかく寄付をいただきたいということでは、なかなか企業様から、寄付をいただけないところでありますので、先ほど、例で東光保育所、三次小学校というのを出しましたけれども、そういった具体的な事業を挙げてですね、寄付のお願いをこれからもしていきたいと考えております。

寄付していただきました企業様につきましては、先ほど申しましたようにホームページの方でご紹介はさせていただいているところでございます。そのような機会を引き続き行って参りたいと思い。

○横光委員長 ちょっと弱いような気もいたしますが致し方ないでしょう。はい。

他に質疑はないようですので、以上で議案第17号に係る質疑を終了いたします。

次に、議案第30号「三次市過疎地域持続的発展計画の変更について」の審査を行います。 執行部の説明を求めます。

- ○宮脇経営企画部長 はい。委員長。
- ○横光委員長 宮脇経営企画部長。
- ○宮脇経営企画部長 はい。続きまして、議案第30号「三次市過疎地域持続的発展計画の変更について」をご説明いたします。

本案は、三次市過疎地域持続的発展計画に、新たに本郷大鮒堀線、馬掴橋ほか9事業を追加することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、市議会の議決を求めようとするものでございます。

各事業の概要について簡単にご説明いたします。併せて、資料提出しております、実施事業の箇 所図のほうをご覧ください。

まず、橋梁7本でございます。

大田幸町の本郷大鮒堀線、馬掴橋。江田川之内町の神杉14号線、美波羅橋。同じく江田川之内町 の西酒屋仁賀線、神杉跨線橋。三次町の十日市397号線、水道橋。畠敷町の三次畠敷線、鳥居橋。 三次町の県道和知三次線、旭橋。同じくは旭橋歩道橋の7橋でございます。

これらは、三次市橋梁長寿命化修繕計画に基づいた定期点検において、補修が必要な箇所について実施するものでございます。

続きまして、屋内運動場改修事業、三和町でございます。三和中学校の屋内運動場の天井等につきまして、新基準に適合した落下防止策に係る改修を行います。

三次市生涯学習センター改修事業、十日市東でございます。こちらは、老朽化しております給水 タンクの施設の改修を行います。

三和総合運動公園トイレ整備事業、三和町でございます。トイレ設備が老朽化、和式であること から、新たに洋式トイレの整備を行うものでございます。以上よろしくご審査の上、ご可決いただ きますようお願いいたします。

- ○横光委員長 ただいま説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。 質疑のある方の挙手をお願いいたします。
- ○小田委員 はい。委員長。
- ○横光委員長 小田委員。
- ○小田委員 最後のトイレの改修、和式から洋式というのがありましたけど、これで三次市の持っている、そういった運動公園的なところですよね、あそこのトイレは、ほとんどが和式から洋式に 改修されたのか、まだまだ、やっぱりちょっと残ってしまうのか、聞かせてください。
- ○渡部企画調整課長 委員長。
- ○横光委員長 渡部企画調整課長。
- ○渡部企画調整課長 はい。小田委員、お尋ねのことについてちょっと正確に把握してないとこで

ございますが、これまで三次市営球場、それから、カーター記念球場。で、引き続きこの三和のトイレということで、こうした主要な野球場につきましては順次改修が行われているというところでございます。

これですべて完了かというところにつきましては、ちょっと詳細を把握してございません。

- ○横光委員長 他にございませんか。
- ○宍戸委員 はい。委員長。
- ○横光委員長 宍戸委員。
- ○宍戸委員 事業が増えることの変更なんですけども、これは令和5年度中に行う事業ということで理解してよろしいんでしょうか。この過疎地域持続的発展の過疎債の対応になるということになると、過疎債の枠というのを見越して、これだけの事業増を挙げられておると思うんですけども、そこら辺の事業費というのは、例年と変わらないものなんでしょうか。
- ○渡部企画調整課長 はい。
- ○横光委員長 渡部企画調整課長。
- ○渡部企画調整課長 はい。一つ目のご質問の今年度中に実施されるものかということにつきましては、基本的に5年度にこれら行う事業でございます。

それから過疎の枠につきましては、国の予算の関係で毎年その枠は上下しておるものと思いますが、例年は30億前後かと思いますけども、これにつきましては、こういった事業も含めまして全体でかそういった枠もにらみながら、財政課の方で申請していくということになろうかと思います。

- ○宍戸委員 委員長。
- ○横光委員長 宍戸委員。
- ○宍戸委員 ですから過疎債の枠は30億という概ねの、見込みを持ってこの事業枠を考えたと。 計画したということでよろしいんですよね。
- ○渡部企画調整課長 はい。委員長。
- ○横光委員長 渡部企画調整課長。
- ○渡部企画調整課長 はい。こうした新たな事業を見込んだ上での調整になっているかと思います。
- ○横光委員長 よろしいですか。他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○横光委員長 他にないようでございますので、以上で議案第30号に係る質疑を終了いたします。 続いて、議案第31号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」の審査を行いま す。執行部の説明を求めます。
- ○宮脇経営企画部長 委員長。
- ○横光委員長 宮脇経営企画部長。
- ○宮脇経営企画部長 はい。それでは続きまして、議案第31号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」を説明いたします。

本案は、唐香・大山辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定することについて、辺地に係る

公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律3条第1項の規定により、市議会の議決を求めるものでございます。

市道大山中線は、道路勾配が急峻であり、屈折部も多く、車両のすれ違いにも支障をきたしており、特に冬期には交通の難所となっていることから、改良舗装を行うものでございます。

位置図を資料としてお配りしておりますのでご確認ください。以上よろしくご審査の上、ご可決 いただきますようお願いいたします。

- ○横光委員長 ただいま説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。 質疑のある方、挙手をお願いいたします。
- ○齊木委員 はい。委員長。
- ○横光委員長 齊木委員。
- ○齊木委員 そうですね。途中まで、急な坂道までは出來ておるんですけど、この平坦な部分が今回の工事区間になろうと思います。これまでの辺地債でできたんか、今回の分で、やっと次の工事が、皆さんが待っておられた工事が始まるんですが、ちょっと工事が何年か止まっていましたよね。それは、どういう理由があったんかちょっと教えてください。
- ○横光委員長 渡部企画調整課長。
- ○渡部企画調整課長 この間、災害復旧工事などを優先したということもございまして、委員おっしゃいましたように、この大山中線につきましては、工事が一旦進んでいなかったという状況もございますが、今回のこの次の計画期間内で完了するものと聞いております。
- ○横光委員長 はい。齊木委員。
- ○齊木委員 災害復旧のために遅れたということでよろしいですか。
- ○渡部企画調整課長 はい。
- ○横光委員長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横光委員長 はい。他にないようでございますので、以上で議案第31号に係る質疑を終了いたします。経営企画部の皆さん、ありがとうございました。

(説明員が入れ替わり)

- ○横光委員長 それでは、続いて、議案第19号「三次市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する 条例(案)」の審査を行います。総務部の説明を求めます。
- ○細美総務部長 委員長。
- ○横光委員長 細美総務部長。
- ○細美総務部長 おはようございます。それでは、説明させていただきます。議案第19号「三次市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)」について、ご説明申し上げます。

本案は、市営京蘭地住宅及び七日市第1号住宅を普通財産に変更することに伴い、関係条例であります三次市営住宅設置及び管理条例の一部を改正しようとするものでございます。

十日市西にあります京蘭地住宅は、簡易耐火構造2階建て、2棟10戸の住宅でありまして、昭和48年建築から49年を経過しておるところでございます。

吉舎町にあります七日市第1号住宅は、木造平屋建て、12棟20戸の住宅でございまして、昭和 31年建築から66年経過しておるところでございます。

これらの住宅につきましては、すでに耐用年数を経過し、老朽化によりまして、維持管理が困難となっていますことから、政策的な空き家としておりましたが、この度、すべての入居者の方が退去されたことに伴いまして、用途を廃止し、普通財産とするものでございます。なお、両住宅とも用途を廃止した後は、解体を予定しておるところでございます。以上、よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

- ○横光委員長 ただいま説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。 質疑のある方の挙手をお願いいたします。
- ○宍戸委員 はい。委員長。
- ○横光委員長 宍戸委員。
- ○宍戸委員 はい。解体の後の跡地利用というのは、どういうふうな計画あるんでしょうか。
- ○細美総務部長 委員長。
- ○横光委員長 はい。細美総務部長。
- ○細美総務部長 解体後の跡地利用につきましては、売却を考えておるところでございます。

提出させていただいております資料をご覧いただきますと、京蘭地住宅につきましては、十日市の割と街中にございますので、民間での活用も期待できることから、こちらの売却。それから七日市住宅につきましては、真ん中に配置図がございますけれども、土地が二つに分かれておりますが、この配置図で申し上げますと、上部少し角が欠けたような格好になってございますが、こちらの土地でございます。こちらの売却を考えております。で、下の方のところにつきましては、この赤いところが第1号住宅、その隣が第2号住宅となってございます。これにつきましては、第2号住宅と合わせた利活用が期待できることから、当面は管理をしようと思っておりますけども、上の離れたところにつきましては、売却をさせていただければと考えておるところでございます。以上でございます。

- ○横光委員長 他に質疑ありませんか。
- ○竹原委員 はい。委員長。
- ○横光委員長 竹原委員。
- ○竹原委員 三次市の市営住宅の総合的な計画ですよね。住宅政策と過疎対策というのは、大切な問題ですが、今後、三次の市営住宅の今後についてどういうふうに、位置付けて、この廃止をしたのかを教えて欲しい。
- ○細美総務部長 委員長。
- ○横光委員長 細美総務部長。
- ○細美総務部長 はい。全体的な市営住宅の、将来的な計画でございますけれども、まずは一つ、 そもそものセーフティーネットとしての公営住宅の総数を幾つにするかというところがございま す。これにつきましては、県営住宅もしくは民間のセーフティーネット住宅というのがございまし て、公営住宅等と同様に、割と安価で貸していただけるような住宅、こうしたものを合わせました

戸数、これを確保していくべきだろうというのが考え方一つでございます。

もう一つといたしまして、今度は地域的なバランスでございます。例えば、今回の京蘭地住宅に つきましては、地域的に民間の住宅も多い地域ということもございますので、そうした観点から、 公営住宅を廃止し、その部分は民間の住宅等で補えるのではないかということから、京蘭地住宅廃 止をしたところでございます。

同様に七日市住宅につきましても、吉舎町においては、西田住宅とかですね、新しい住宅ございますので、そうしたところで、地域の中に公営住宅なり市営住宅なりというようなセーフティーの住宅政策として確保すべき住宅があるというところにつきましては、老朽化したものから、整理をさせていただいておるというような大きな考え方となっておるところでございます。以上でございます。

- ○横光委員長 竹原委員。
- ○竹原委員 いや、それを聞いたんじゃないんよ。要するに、今、過疎にどんどんなってきょうるわけじゃけぇ、人口減少になってる中で、どがにい定住をしてもらうかという話でしょう。

だから、もう空き家で定住してもらおうと思うとるんか、従来の、どこで無くなったのかよう知らんけど、住宅マスタープランというのは、まだ生きとるん。そういう人口減と、過疎対策とそれから住宅の更新ですよね、それと道路行政もあわせてじゃけど、そのマスタープランは、三次市の全体の住宅政策がどうにいなって、今回の条例案になったんか、ちょっとわからんので、そのあたりを教えてください。

- ○細美総務部長 委員長。
- ○横光委員長 細美総務部長。
- ○細美総務部長 はい。市営住宅の部分からまず申し上げますと、こちらにつきましては、現在は 公営住宅等長寿命化計画、これ、いわゆるファシリティの考え方から学校ですとか、道路等にもご ざいますけどいわゆる長寿命化計画として、全体の総数を幾つにしていくのかというようなことが ございます。現在、その見直し作業も進めておりまして、先ほどお話をしましたように、市営住 宅、県営住宅、そして民間住宅、これらのを合わせたいわゆる公営住宅を確保するというような計 画でございまして、現在、管理の目標戸数を600戸をちょっとというようなことで最終的な今検討 を行っている状況でございまして、まずこれが一つ市営住宅の戸数なり全体像を決める計画として 持っております。

さらに、委員おっしゃいましたような、いわゆる定住対策でございますとか過疎対策、こうしたものにつきましては、当然、この公営住宅の計画のみではございませんので、そうしたものにつきましては、先ほど変更もございましたけども、議案もございましたけども例えば過疎計画でございますとか、もしくは市の総合計画、こうした中で総合的に検討いただくべき内容というふうに考えておるとこでございます。

- ○竹原委員 マスタープランはどしたん。無くなったん。
- ○細美総務部長 委員長。
- ○横光委員長 細美総務部長。

- ○細美総務部長 すいません、現在、住宅政策等、公営住宅の政策につきましては、この町公営住 宅等長寿命化計画に沿って、執行させて、計画で整理をさせていただいておるところでございま す。
- ○竹原委員 はい。
- ○横光委員長 竹原委員。
- ○竹原委員 マスタープランは無くなったんかって聞いとんじゃけ、無くなったんなら、無くなったんでええんよ。何千万円かけて作ったじゃない。それは、捨てたんよというんなら、無駄なことをしたのと思うけど。そりゃ、無いなら無いで、あるならあると言うてくれりゃですよ、それ。
- ○細美総務部長 はい。
- ○竹原委員 ないんか、あるんか聞いとるんじゃけ。無いなら無いと言えばええ。
- ○細美総務部長 はい。委員長。
- ○横光委員長 細美総務部長。
- ○細美総務部長 申し訳ございません。そのマスタープランの現在の位置付けについて現時点で把握しておりませんので申し訳ございません。
- ○竹原委員 委員長。
- ○横光委員長 竹原委員。
- ○竹原委員 きっと誰もそんなことに気づいてないと思うけど、議会の図書室にあるけぇね、見てみんさい。住宅マスタープランで、それで、三次全体の今後の人口と、道路行政も含めてよ、新たにしますよと。じゃけえ、きっとこの京蘭地住宅は建替えるようになってるはずよ。マスタープランは。それと、これはどうなんかいう話になる。マスタープラン、もう、三次のマスタープラン、住宅全体政策はないよと。いうんならそれだし、それじゃ余りにも無策じゃない。

じゃけぇ、そこをちゃんときりをつけて、せんと。ただ廃止しますよ。おりますよいうんじゃ、そりゃあ、行政の一貫性とすりゃ、おかしいと思うよ。

ちゃんと、これ、あんまりちゃんとしなさいって今、把握もしとらんのんじゃけ、言いようがないんだけど。そこも含めて、今後の市営住宅のあり方や道路行政や過疎対策について総合的にね、 やらないけんと思います。はい。

- ○細美総務部長 はい。委員長。
- ○横光委員長 細美総務部長。
- ○細美総務部長はい。委員、指摘いただきました住宅マスタープランについて、確認をさせていた だきますとともに、先ほど申し上げましたように、公営住宅自体は計画の方の改定を行っておる作 業中ですので、そうしたところへもマスタープラン等々、確認した結果も織り込めるところがあり ましたら、折り込んでいくよう、対応して参りたいと思います。
- ○横光委員長 よろしいですか。竹原委員。
- ○竹原委員 うちの上の市営住宅も建替えて、鉄筋にするじゃ、どうじゃってようった。まだ人が 入っとってじゃけようせんのんじゃろうけど、もう空き地よぉ、皆、イノシシの巣になりょうる が、ちゃんとその辺りも含めて、よう検討してもらいたいなと思います。

- ○横光委員長 他にございませんか。
- ○宍戸委員 はい。委員長。
- ○横光委員長 宍戸委員。
- ○宍戸委員 今の竹原委員の質疑に関連するんですけども、今、旧三次市の計画というのはあったんでしょうけども。19年前に合併してからの君田村だったら君田村営住宅、それから、ここにある吉舎だったら吉舎の町営住宅。そこら辺を含めて、市の住宅計画というのは、市営住宅計画というのは立てられたのが、今のマスタープランということで理解してよろしいんですかね。
- ○細美総務部長 委員長。
- ○横光委員長 はい。細美総務部長。
- ○細美総務部長 現在、いわゆる市営住宅政策の拠り所としておりますのは、先ほど申し上げました、公営住宅等長寿命化計画でございまして、それは市町村すべての地域を対象として、それぞれの住宅について、今後のあり方を検討した計画でございます。

それにつきまして、先ほど少し考え方を述べさせていただきましたけれども、旧町村部分におきましては、それぞれ公営住宅、もしくは少し家賃設定は高いですけど、収入制限も高い、いわゆる特高賃とかいうようなもの、こうしたものと合わせて、作木等で申し上げますと定住住宅と、いうような公営住宅法に基づかないいわゆる定住を目的とした住宅、こうしたものもございますので、それぞれの地域の中に住宅がなくなるようなことのないようなバランスをとりながら、基本的には新しいものをしっかり修繕させていただいて使っていく、数が余剰になってるもしくは老朽化が著しいものについては、解消させていただくと、こうした組み合わせで、各地域のバランスもとりながら、公営住宅の方は整理、整備をしていくというふうな計画にしておるところでございます。

- ○横光委員長 はい。宍戸委員。
- ○宍戸委員 そうしたときには、今の中心市街地にある公営住宅は老朽化したということで、もうすぐに解体。それから、民間売却というようなことで、公共施設の計画との関係もあるんでしょうけども、今の質疑を聞きようると住宅政策というのが、公営住宅の政策というのは、それでいいのかなというのは私も非常に疑問を持ったとこなんですよね。こういうふうに経済が非常に低迷する時において、やはり公営住宅に入りたいよという方も増えてくるんじゃなかろうかなと、今後ですね。今の状況から見れば。そうしたときには、解体、それからまた新しく建替えるというような、中心市街地での取組というのが、今後、必要になってくるように思うんですけどもどうなんですかね。ちゃんと検討委員会とか、いうところで審議はされてないんですかね。
- ○細美総務部長 委員長。
- ○横光委員長 細美総務部長。
- ○細美総務部長 公営住宅の長寿命化計画につきましては、いわゆる審議会等は設けてございません。先ほど申し上げました、いわゆる、公営住宅として整備をするべき目標戸数の検討につきましては、一定程度、雛形のようなものがございまして、人口とそれから困窮世帯の割合を人口にかけまして戸数を割り出して、その中から先ほど申し上げましたように役割分担としまして、市営住宅、三次市の住宅それから県の住宅。そして、民間でセーフティネット住宅と申しますけども、安

価な、低廉な家賃で、かつ一定の質を確保した民間住宅、こうしたものの戸数を合わせて、目標戸数設定しておりますので、先ほど、委員おっしゃってくださいましたように、困窮世帯の割合に必要な公営住宅、いわゆる住宅政策のセーフティーネット、この部分については確保をできるというふうに考えておるところでございます。

○横光委員長 他に質問ありません。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横光委員長 はい。他にないようでございますので、以上で議案第19号に係る質疑を終了いたします。

続きまして、議案第34号「三次市職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例(案)」 の審査を行います。執行部の説明を求めます。

- ○細美総務部長 委員長。
- ○横光委員長 細美総務部長。
- ○細美総務部長 では、議案の説明に入ります前に着座のまましてございますけれども、この度、 当議案につきましては、撤回及び再提出ということつきまして、誠に申し訳ございませんでした。 改めて、お詫び申し上げます。

それでは、説明を始めさせていただきます。議案第34号「三次市職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例(案)」について、ご説明いたします。

提出しております資料の中でまず縦1、定年引き上げの概要ですが、まずは別紙1がファイルですと4ページ目になるかと思いますけども、定年年齢を65歳まで段階的に引き上げる図がございます。この図のように、令和5年度以降、2年に1歳ずつ、段階的に定年年齢を引き上げていくものでございまして、令和13年度に定年年齢が65歳となるという制度設計でございます。

2点目、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制でございます。これの導入でございます。対象範囲といたしましては、部長級及び課長級でございます。役職定年年齢は60歳。役職定年後は、管理監督職以外の職へ降任ということで、主任主査という役職を想定しておるところでございます。

3点目、60歳に達したときの職員の給与水準でございますけれども、これにつきましては、60歳に達した日の、後の最初の4月1日、いわゆる定年年齢の次の年度に7割水準とするものでございます。また、手当につきましては、資料に書いてございますとおり、給料に連動して、7割水準になる手当、例えば、期末勤勉などが代表的でございますけど、こうしたものは給料が7割になりますので手当も自動的に7割となるものでございます。反面、7割水準にならないもの、例えば、扶養手当、住居手当、こうした通勤手当、こうしたものは、7割水準にならない手当でございます。

次に、退職手当の基本額でございますけども、こちらはピーク時特例というのを適用させていただきます。これは、60歳位のいわゆる7割に落ちる前の時の給料、これを計算の算定の基礎に使わせていただくということで、60歳過ぎて7割になって退職手当自体は減額にはならないということになっております。

それから、60歳に達した以後に定年が延びて参りまして、例えば63歳の方が61や62歳で辞められ

ると、定年前にやめたことになりますけれども、60過ぎてからですと、これ定年で辞めたことに扱うということで、いわゆる定年とそうでないところの率の違いがあるんですけれども、これがなくなるということで、60歳以降は定年扱いということになるものでございます。

次に、現行の再任用制度の廃止でございます。こちらにつきましては、現在65歳まで再任用できるようになってございますけれども、同様の仕組みとして、今度は、暫定再任用制度を措置するようにしております。

最後に、定年前再任用短時間勤務制の導入でございます。これは60歳以降に、退職した職員が定 年退職相当日までに短時間の職で再任用することができるという制度でございます。

63歳の定年の対象のものが、例えば60歳で辞めた時には、その後、この定年前再任用短時間勤務制度が使えるというような制度でございます。ただ、現時点では運用の方は想定してないところでございます。

では、資料2ページ目でございます。こちらには、関係条例の改正内容を掲げてございますけど も、それぞれ今回の定年年齢の引き上げに伴いまして、所要の関係条例改正をさせていただいた一 覧でございます。

資料3番、こちらは定年等とは関係ございません、独自の改正でございます。特殊勤務手当の改 正でございます。

三次中央病院におきまして、変則夜勤、いわゆる16時間勤務と称しておりますけれども、16時間、米印のところにございます変則夜勤16時15分から翌朝9時15分までという勤務でございます。

これを導入することに伴いまして、特殊勤務手当の上限、これが従前7300円だったものを1万円に引き上げるという内容でございます。以上ご説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

- ○横光委員長 ただいま説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いいたします。
- ○藤井委員 はい。委員長。
- ○横光委員長 藤井委員。
- ○藤井委員 はい。一点ですね、先日の議案説明の時に同僚議員が質問をさせていただいたんですが、うまくニュアンスが伝わってなくてですね、ちょっと視聴者の方が、ちょっと誤解をされている部分があったということなんで、再度詳しく、私も本人から、詳しく質問内容を聞かせていただいたんで。

単純にですね。聞きたかったのは、60歳で定年を迎えて、その方の役職が何であれ、60歳で定年を迎えて再任用で5年間経過するのと、65歳までこの新しい制度で務めた場合、30%限度で勤めた場合のですね、給与の増減、どれぐらい金額的なもんじゃなくて、結局は増えるのか減るのかって言うのを聞きたかったということなんですね。その時の答弁がざっくりと、1億円の減ですっていうような形の回答だったんで、ちょっと、かみ合ってなかったんで、その一点だけちょっと教えていただければという、お答えいただければと思います。

○桑田総務課長 はい。委員長。

- ○横光委員長 桑田総務課長。
- ○桑田総務課長 はい。現在の再任用制度でございますけれども、月給で言いますと、25万5200円が月給でございます。それで、今回の定年引き上げによりまして7割になるものは、60歳の時点の給与の7割ですね、個人個人で違いますけれども、例えば、主査でモデル的に一番最後まで昇給した場合であると、7割減になると26万5600円が想定となりますので、月給でいいますと1万円程度増えるということになります。
- ○横光委員長 他に質問ありませんか。はい。竹原委員。
- ○竹原委員 職員定数の問題ですが、この定年制引き上げによって、今の職員定数は、どがにい変 更になるん、変更はないんですか。このまんまがずっとしていくのか。職員採用はどういうふうに なるん。職員がそのまま残れば、新たな職員というのは、どこで線引き、制度なのかちょっとよう 分からんけど、シミュレーションしとんじゃろうけど。それを教えてください、それが一つと。

それから主任主査は、何をするん。係長職と同等なのか、係長の下の位置なのかという、これ、ようわからんけど。例えば、一つの課に課長がおって、係長がおって、主任主査おって職員がおるということんなって、そこは増えるということ。その課は、人数が増えるということになるということ、よう分からんけど。それから、病院の16時間労働の例の、特別手当1万円ですが、よその例を見たら、もう1万円じゃなくて1万1260円か、が平均になってるよね。16時間労働、2交代制の平均が。何で1万円なのかがちょっとよく分からないんで、教えてください。

- ○桑田総務課長 委員長。
- ○横光委員長 はい。桑田総務課長。
- ○桑田総務課長 まず、定数でございますけれども、定数につきましては、定員管理計画を持って おりますけれども、それに沿いつつ毎年度の事業量でありますとか、そういったもので決めていく ことになろうと思いますが、現在、再任用のフルタイムのものも定数内に入っておりますので、そ の部分が定年の引き上げへの職員に置き換わっていくということがありますので、考え方としては 総体がそう変わるものではないというふうに思っております。

それから、採用ですけれども、定年が引き上がっていく間に定年の職員はおりませんけれども、 再任用で引き続いて、勤めておるものが今度65歳になりますと、再任用の期間が満了しまして、これも定数の中に入っておりますので、その者が、期間が満了して終わった部分は、新規の採用がありますので、それは今も同じ状況でございまして、そういったところと、あとは早期退職をする職員が一定数おりますので、そういったところで、毎年度の採用は今後もあるものというふうに想定しております。

それから、主任主査についてでございますが、主任主査になるものは、先ほどの役役職定年の部 長級、課長級、それから係長であった者もラインから外れて主任主査を想定しております。

主任主査については、これまでの管理監督の経験を生かして、後任の管理職のフォローやサポートでありますとか、課内の困難な業務、特命的な業務、こういったところを担っていただくことを想定しておりますが、それだけではなくて、一般の事務も当然していくことになりますので、課の数が増えるというわけではなく、課の中の範囲、職員が置き換わるということでございます。

それから、16時間夜勤の手当の額ですけれども、1万円の設定については、県内の他の病院も参考にしながら、おっしゃるように1万円を超えているところもございますが、9000円といった病院もございます。そういった中で、現在の12時間の夜勤の方が7300円となっておりまして、この12時間の比例をしますと、12で割って16をかけると、大体9000円幾らという数字が出まして、そういったことも考慮しながら1万円の設定としておるところでございます。

- ○竹原委員 はい。委員長。
- ○横光委員長 竹原委員。
- ○竹原委員 一つの課に主任、課長がおって、係長がおって主任主査という役職があって、これは、役職手当はあるん。主任主査役職。何の仕事を担わそうとしているのか、ちょっとよく見えなんだけど。例えば、病院でいうと、師長がおって副師長がおって、今度は主任主査ができるんじゃろ、使い便利が悪うていけんのんじゃない、こんなにたくさん段階があって、なお、係長職なら係長職でおいたほうがええんじゃない。何の意味があるかよう分からん。

1万円で値切るけえね、人がおらんようになる。今回、この16時間労働にせにゃいけんのは、人がおらんけ、助産師が足らんけ、しょうがなしに、16時間に、長時間労働はもうせんと言よおるのに、致し方なくするということだけど。人がおらんのじゃけ何とか、こうした、手当を高めに設定せんと、ますます人はこんよ。よそと同じでしたらよそ行くよね、中央病院行かんでもええわということになるわけでしょう。だから、労働条件をよくせんと、結局は、また人がおらんようになって、辞めたというようになる。だから、そういうこともよく考えないといけんのんじゃないですか。どうですか。

- ○細美総務部長 はい。委員長。
- ○横光委員長 細美総務部長。
- ○細美総務部長 はい。それでは、まず1点目の主任主査の動きでございますけども、いわゆる役職手当はございません。この主任主査の役目としましては、先ほど、総務課長が答弁いたしましたように、一点においては、管理職から、まず、いわゆる組織内での年齢の若返りを図る必要がございますので、先ほど申しましたように、まず、役職定年をしていただく必要はあろうと思っております。いつまでも60を超えた時点で課長、部長が残っておるというのでは、組織内の新陳代謝ができないという点が1点ございます。

さらに、これは係長についても同様でございまして、係長と同じ号給の給料表の位置でいきますと同じところに役付きますけれども、ライン、いわゆる部下を持っておる係長、これは新たな定年延長になった、定年引き上げにならない職員がですね担うことで、その後の課長、部長への人材育成を図るという点がございますで、このために、その主任主査という役職を作って置かせていただいているというのがございます。また、これは法制度の話でございますけれども、管理職でないところの職の一番上につけなさいというのが今回のこの法の考え方でございます。管理職でない者の一番上というのが、いわゆる係長級のところの号給ということになりますので、そこに現在位置付けておるというところでございます。

具体的な役割につきましては、重ねてにはなりますけれども、管理職経験者につきましてはそう

した管理職であったことの経験を生かして、いわゆる係長級が、よりその組織の中、係の中でやりやすいように後輩を指導していく、もしくは係長のフォロー役として組織係内をまとめていく。こういった役割を担っていただけるのではないかと期待しておるところでございますし、また、これまで主査級ですとか係長級でおられた職員の方は、当然その実務に長けていらっしゃるという側面ございますので、引き続きそうした実務上の役割を担っていただければというふうに考えておるところでございます。

それから、2点目の看護師の1万円のところということでございますけども、金額設定につきましては先ほど説明させていただいたとおり、現在の手当のバランスもございますので、今のような金額にさせていただいておるのですが、反面で、看護師、今回、助産師でございますけれども、そうしたところで人材不足が起きているのは現実でございまして、採用がなかなか難しいところがございますので、まずは採用のところで採用の試験回数を増やしますですとか、ちょっと長期的にはなりますけども、奨学金を手当させていただくですとか、いうような形で採用に努めて参りたいというふうに考えておるところでございます。

はい。

- ○竹原委員 はい。
- ○横光委員長 竹原委員。
- ○竹原委員 手当のところですが、病院の助産師さんがね、足らなくなって、そういうことにしたんじゃけど、ほんまに回復するんかどうかいう、回復させようと思うのかどうかよくわからん。ほんまに回復さそう思うなら、労働条件をよくせんと、絶対回復せんと思うよ。ちぃとなか、見ようりゃどうか知らんけど、それ、9300円が1万円なったって言ってほいじゃー、あそこへ就職しようかとならん。倍になっても、2万円なったらやっとそうかなあというぐらいの雰囲気ですよ。

ほいで、夜勤回数は何回ですかこれ。月に。その回数も、増えていくと、なかなか人もこんよう になるんで、だからそういうことも含めて、考えていかなきゃいけないですか。

それと、主任主査の仕事の役割がね、非常に曖昧だと思うよ。一般的に一般事務だけさせるんならええけど、口出しをさせるようにしとけば、非常にやりにくいと思うよ。経験上こうじゃ言うて言われたらなかなか逆らえんという、仕事内容もあろうから、やっぱ、そこはしっかり仕事上のルールというかあれをしっかりしとかんと、曖昧になると思うんで、是非ともそこは上手にしてもらいたい。

○横光委員長 他に質疑はございませんか。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横光委員長 はい。他に質疑がないようでございますので、以上で議案第34号に係る質疑を終了いたします。総務の皆さん、ありがとうございました。

ここで、換気のため一旦休憩をいたします。再開は、25分といたします。

午前11時15分 休憩

午前11時25分 再開

○横光委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、これより議案 5 件の委員会採決を行います。配付しています審査報告書に沿って、議 案ごとに討論の後、採決といたします。

それではまず、議案第17号「三次市企業版ふるさと納税基金条例(案)」についての討論を願います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。本案を議案、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第19号「三次市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)」についての討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。これより議案第19号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第30号「三次市過疎地域持続的発展計画の変更について」の討論を願います。 討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。これより議案第30号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第31号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」の討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。これにより、議案第31号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

最後に、議案第34号「三次市職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例(案)」について討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。これにより、議案第34号を採決いたします。本案を原案のとおり決するこ

とにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続いて、委員長報告に付すべき意見や要望等について、自由に討論して参りたいと考えます。 意見のある方、挙手願います。

- ○小田委員 はい。委員長。
- ○横光委員長 小田委員。
- ○小田委員 議案第17号「三次市企業版ふるさと納税基金条例」、これだけにかかわらずですけ ど、ふるさと納税に対する取組が、三次はちょっとまだ甘いような気がします。

自主財源の乏しい本市としては、やはり、こういった取組がもっと戦略的に積極的に、向こうから言ってくるのを待つんじゃなくして、是非とも、もっと積極的に働きかけてやっていただきたい。 特に三次市の経済の活性化に繋がっていくような、将来に発展が望めるような形になる戦略を持って取り組んでいただきたいというふうにお願いしたいというふうに思います。

- ○横光委員長 他にご意見ございませんか。はい。宍戸委員。
- ○宍戸委員 今の議案17号、今の小田委員の言われるとおりなんですけども、ある意味クラウドファンディング的なところがあると思うんですよね。ですから、今あったようにちゃんとした三次はこういうことに力を入れてやろうと思うんだと。それに寄付をお願いしたいというような形で言わんと。ただ、企業版ふるさと納税という制度があるんで、お願いしますよいうことじゃ、何かインパクトが弱いし、いうところで、ちゃんとした、取り組むビジョンを示すべきだというふうに思います。

それから、議案19号について、先ほどもありましたように、やはり市の公営住宅のあり方というの、ちゃんと示すということが必要だと思うんですね、ちょっと、あやふやなような感じがしたんですが、老朽化したらただ単に壊して、敷地を民間に売却するということでいいんか、どうかなというのは、やっぱり地域経済、困窮世帯等の関係をですね、ちゃんとした調査に基づいて、さらに、公営住宅をやっぱり確保すべきだという方向性は、やっぱり出していかにゃいけんのじゃないかなというふうに思いますんで、そこら辺をちゃんとした根拠に基づいて整備していっていただきたいというふうに思います。以上です。

- ○横光委員長 はい。他に。徳岡委員。
- ○徳岡委員 はい。議案17号に関して、皆さんと同じ意見ではあるんですけれども、今ある事業を補填するだけの納税になる、ふるさと納税になるっていうのは非常にもったいないと思いますので、しっかりと、どういったプロジェクト、方式がいいのか、効果等を、運用をしっかりと調査して、積極的なふるさと納税の啓発に取り組んでいただく、企業版ふるさと納税の活用に取り組んでいただきたいっていうことが一つ。後は、ふるさと納税のパンフレットなどを見ますと、企業版に関しては特に企業はSDGsだったり、脱炭素っていうことで、CO2の削減などに力を入れてる企業が非常に多くてですね、それに関してふるさと納税にメリットを感じている企業も多いというふうな調査も出ていると思いますので、そのあたり、三次市の企業版ふるさと納税に関しては、一つ

もアからエの間に一つも入っていないっていうような状況になっていますので、しっかりと今、こないだの一般質問の答弁にもありましたように、市長もそういったところに取り組んでいくっていうようなことがありましたので、環境保全だったり、脱炭素っていうところの部分も、しっかりと打ち出していく必要があるのではないかというふうに考えます。以上です。

- ○横光委員長 他にございませんか。はい。竹原委員。
- ○竹原委員 議案第19号については、先ほど言ったとおりで、同じような意見で、ちゃんと住宅政策をですね、公営住宅政策をしっかりして欲しいと。

それから、議案第34号で、人事の計画と、それから職務ですよね、新たになった人も困るし、だから、課全体の運営、業務の明確化をしとかんと、指示命令じゃ、そこまでせんでもええけど業務の明確化だけは図っとかんとスムーズな運営がね、今後、定年の延長はせにゃいけんのんじゃないかなと思う。その方が、業務そのものがスムーズにいくんじゃないかなと。

それと手当については、しっかり人が来るように、手当の増額をね、せんといけないかなという ふうに思いますが、はい。以上です。

○横光委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横光委員長 はい。今、様々な意見をいただきましたので、参考にさせていただければと思うんですが、お諮りをいたします。

本委員会の委員長報告は、先ほどの自由討議を参考に作成したいと思います。

なお、作成については、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○横光委員長 ご異議なしと認めます。

以上で、本委員会に付託されました委員議案の審査は、すべて終了いたしました。 これにて、総務常任委員会を閉じさせていただきます。皆さん、ご苦労さまでした。

午前11時36分 終了

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和5年3月7日

総務常任委員会

委員長 横 光 春 市